

## 「放置車両の移動訓練」を実施します。

## ～大雪災害を想定した実働訓練～

- ◆ 国土交通省香川河川国道事務所では、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され、通行障害となった場合の道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

**開催日時** 平成27年11月10日（火）10時30分～12時

※小雨決行（ただし、大雨・雪等の場合は中止）

**場 所** 香川県三豊市財田町財田上「国道32号 猪ノ鼻峠」

【参考資料－1参照】

**参加機関** 三豊警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、香川河川国道事務所及び道路維持工事受注業者 約20名

**内 容** 大雪時に国道上に放置された車両を想定した移動訓練

【参考資料－2参照】

※当日の取材は可能です。

- 平成26年11月21日に災害対策基本法の改正法が施行されました。これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者自ら放置車両の移動が可能となりました。※改正災害対策基本法の概要【参考資料－3参照】
- 平成26年12月5日に発生した徳島県西部の豪雪時には、改正災害対策基本法を全国で初めて適用し、国道192号の立ち往生車両や放置車両等の移動を行いました。

平成27年11月6日

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.6 防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

お問い合わせ先（○は主なお問い合わせ先）

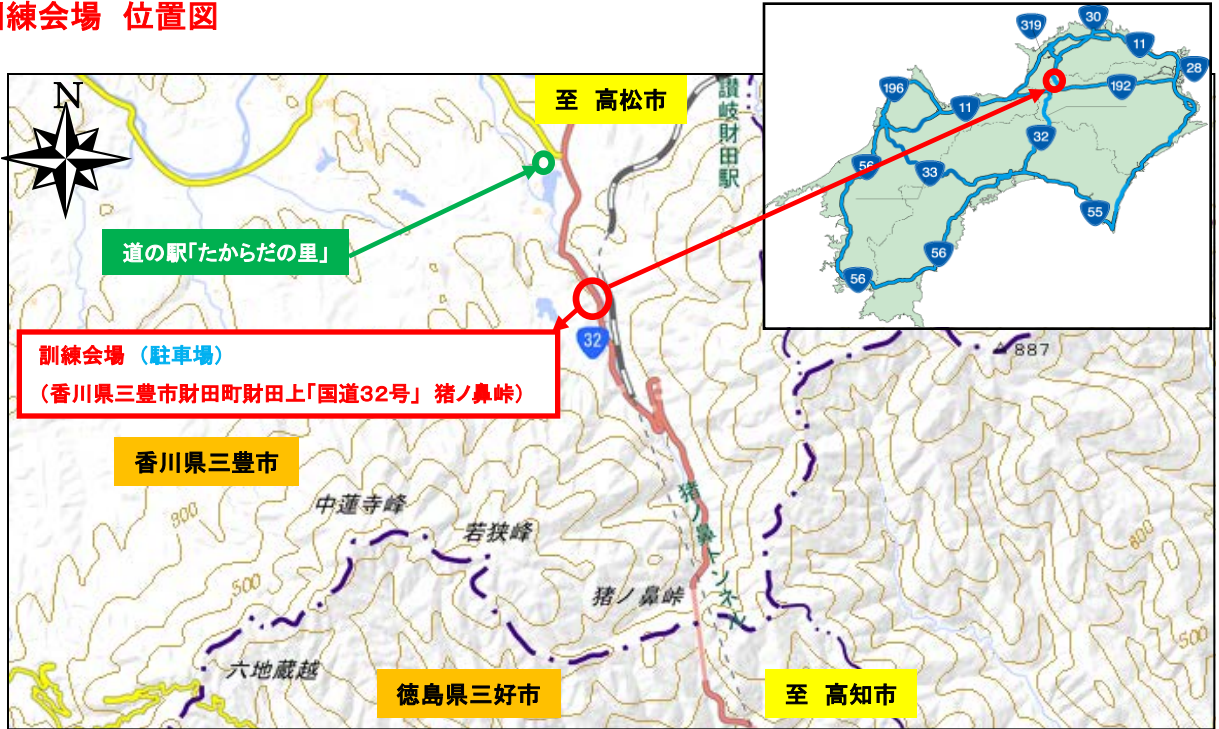
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

電話 087-821-1561（代表）

副所長（道路） かわさき川崎 こうひろ光洋（内線205）

◎道路管理第一課長 くろかわ黒川 たけし威（内線431）

◆訓練会場 位置図



【この地図は、国土地理院の電子地形図(25000)を使用したものである。】



※ 移動訓練の取材・見学等は、訓練会場に駐車場を準備しています。入り口に交通誘導員がいますので指示に従ってください。

## ◆ 訓練内容

### ○ 訓練の目的

大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され、通行障害となった場合等の道路交通の確保を目的とし、関係機関との連携や車両の移動の手順を確認する。

### ○ 実施日及び場所

- ・実施日：平成27年11月10日（火） 10:30～12:00
- ・実施場所：三豊市財田町財田上（国道32号 新猪ノ鼻トンネル抗口附近）  
（距離標：39k850下り）

### ○ 参加機関

- ・四国地方整備局 香川河川国道事務所
- ・三豊警察署
- ・一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）
- ・道路維持工事業者

### ○ 訓練内容

- （1）雪による立ち往生車両及び放置車両確認のため、道路パトロールカーによる状況確認。
- （2）立ち往生車両及び放置車両などパトロール結果の報告。
- （3）災害対策基本法に基づく区間指定の訓練
- （4）三豊警察署パトロールカーの先導による移動作業車の出動。
- （5）移動作業開始。
  - ① スタックした車両（運転手は運転席でどうすることもできない状態）をグレーダーにて移動。【道路維持工事業者】（写真-1）
  - ② JAF作業による放置車両（運転手不在だがドアの鍵が開いている状態）を移動。【JAF】（写真-2）
- （6）放置車両及び車両を放置していた場所に通知書を掲示。  
【写真-1】 【写真-2】



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

## 改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



## 法律の概要

### 1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動  
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

### 2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策  
(例:ホイールローダーによる移動)

### 3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能  
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応